

富士見公共下水道事業計画（下水道法）
富士見都市計画下水道事業計画（都市計画法）] の変更

1. はじめに

本市の下水道全体計画は昭和47年に策定され、数度の変更を経て現在は、汚水予定処理区域1,508ha、雨水予定排水区域は1,822haとなっています。事業計画の区域は、昭和49年に当時の市街化区域全体の744ha（汚水、雨水共）について認可を受けました。その後、幾度かの変更を経て（雨水については昭和55年に279haに縮小）、現在は、汚水面積約1,203ha、雨水面積約575haの区域が認可されています。

今回の変更は、①事業計画の区域、②処理分区の境界、③事業計画の期間について、下記の理由により変更しようとするものです。

2. 変更の内容

- | | |
|----------|------------------------------|
| ①事業計画の区域 | 汚水面積約1,203haを約1,223haに変更 |
| ②処理分区の境界 | 柳瀬第10-1処理分区の一部を柳瀬第9処理分区へ変更 |
| ③事業計画の期間 | 平成30年3月31日までを平成32年3月31日までに変更 |

3. 変更の理由

①事業計画の区域

特定環境保全公共下水道区域内のうち、事業計画区域の管渠整備が概ね完了となることから、新河岸第14処理分区（7.5ha）と新河岸第16-1-1処理分区（13.6ha）を追加し、また、新河岸第16-1-1処理分区にある荒川右岸流域下水道中継ポンプ場区域（1.4ha）は、場内で汚水処理を行っているため、富士見市公共下水道で処理する必要がないことから、削除するものです。

②処理分区の境界

経済的、施工上の理由から、柳瀬第10-1処理分区の1.7haを柳瀬第9処理分区へ変更するものです。

③事業計画の期間

上位計画と整合を図るため、事業計画期間を2年間延伸し、平成30年3月31日までを平成32年3月31日までに変更するものです。